

# ◆ 奈良県廃棄物処理計画(第5次計画)の概要(案)

## 1. 計画の位置付け (前計画を継続)

- 3R(リデュース(発生抑制)、リユース(再使用)、リサイクル(再生利用))をはじめ循環型社会形成を推進するため、県民、NPO、事業者、行政等の各主体が中長期的に取り組む基本的な方向を示す。
- 廃棄物処理法第5条の5に基づき策定する計画であり、「奈良県環境総合計画(2021-2025)」を上位計画とし、前計画の進捗状況及び県内市町村の一般廃棄物処理計画等を踏まえ、新たに策定する計画。

## 2. 計画の期間

令和5年度～令和9年度までの5年間

※前計画 平成30年度～令和4年度

## 3. 基本目標 (前計画を継続)

### 未来に生きる「ごみゼロ奈良県」の実現

奈良県は、我が国を代表する歴史文化遺産や豊かな自然環境に恵まれています。私たちは、これらの貴重な財産を守り、活かしながら、次の世代に引き継いでいかなければなりません。そのためにも、天然資源の消費が抑制され、環境への負荷ができる限り低減される持続可能な社会、いわゆる「循環型社会」の構築を目指す必要があります。

「循環型社会」を指向することは、地域の生活環境だけでなく、景観や地球温暖化対策、生物多様性の保全などさまざまな環境課題に貢献できるものであり、奈良県環境総合計画の重点プロジェクトである「きれいに暮らす奈良県スタイル」構築のベースとなることから、県民一人ひとりが日々の暮らしの中で資源やエネルギーを大切にする「環境に配慮したライフスタイル」の促進を図ります。

また、これまでに県と市町村が連携して進めてきた各種取組を継続・発展させながら、奈良県の地域特性に適した3R(リデュース、リユース、リサイクル)等を促進することにより、さらなる「ごみの減量化」に向けて県民をはじめ多様な主体による積極的な実践活動の普及・拡大を図ります。

これらの取組により、「きれいに暮らす奈良県スタイル」の構築に資するとともに、それらを未来に継承していくことを目指し、前計画に引き続き「未来に生きる『ごみゼロ奈良県』の実現」を基本目標とします。

# ◆ 奈良県廃棄物処理計画(第5次計画)の概要(案)

## 4. 数値目標

### (1) 一般廃棄物

廃棄物のさらなる減量化(ごみゼロ化)を目指し、「最終処分量」を総括的指標とし、それを達成するための手段として「再生利用量」、「排出量」の数値目標(令和9年度)を設定 (前計画を継続)

— 本計画(令和9年度)の目標 —

#### > 最終処分量

国の数値目標※(平成29年度から令和7年度の8年間で約17%減)に準じ、設定

奈良県目標 令和2年度から令和9年度の7年間で約15%削減  
目標値 43千トン

#### > 再生利用量

国の数値目標(平成29年度から令和7年度の8年間で約10%増加)に準じ、設定

奈良県目標 令和2年度から令和9年度の7年間で約9%増加  
目標値 75千トン

#### > 排出量

国の数値目標(平成29年度から令和7年度の8年間で約11%減)に準じ、設定

奈良県目標 令和2年度から令和9年度の7年間で約10%削減  
目標値 391千トン

### 【現況と計画】

	現況		前計画		本計画
	令和2年度 (実績値)	令和4年度 (推計値)	令和4年度 (目標値)	目標達成の 見通し	令和9年度 (目標値)
最終処分量 (最終処分率)	51千トン/年 (11.6%)	49千トン/年 (11.5%)	46千トン/年 (10.8%)	達成困難	43千トン/年 (11.0%)
再生利用量 (再生利用率R)	69千トン/年 (15.8%)	70千トン/年 (16.6%)	98千トン/年 (23.0%)	達成困難	75千トン/年 (19.3%)
排出量 (一人一日あたり)	434千トン/年 (883g/人・日)	426千トン/年 (875g/人・日)	426千トン/年 (865g/人・日)	達成見込	391千トン/年 (821g/人・日)

○最終処分率 11.6%(R2) ⇒ 近畿3位、全国38位

※近畿圏は大阪湾フェニックス処分場が整備されており、焼却灰・飛灰等の埋立先が確保されているため再生利用が進んでいない。

○再生利用率(R) 15.8%(R2) ⇒ 近畿2位、全国35位

※焼却灰・飛灰のセメント原料化等を再生利用量から除いて求める再生利用率(R')では全国25位であり、近畿府県の中では、再生利用率(R')ではトップ。

○排出量 1人1日あたりのごみ排出量 883g/人・日(R2) ⇒ 少ない方から数えて全国13位

※1人1日あたりのごみ排出量は、全国平均(901g/人・日)よりやや少ない水準で、減少傾向。

※国の数値目標:第四次循環型社会形成推進基本計画(平成30年6月閣議決定)等の数値目標

# ◆ 奈良県廃棄物処理計画(第5次計画)の概要(案)

## 4. 数値目標

### (2) 産業廃棄物

廃棄物のさらなる減量化(ごみゼロ化)を目指し、「最終処分量」を総括的指標とし、それを達成するための手段として「再生利用量」、「排出量」の数値目標(令和9年度)を設定 (前計画を継続)

— 令和9年度の目標 —

#### > 最終処分量

国の数値目標(平成29年度から令和7年度の8年間で約3%増に抑制)に対して、奈良県は令和2年度の水準を維持。

奈良県目標 令和2年度から令和9年度の7年間で増加させない(±0%)

目標値 60千トン

#### > 再生利用量

国の数値目標(平成29年度から令和7年度の8年間で約9%増)に準じ、設定

奈良県目標 令和2年度から令和9年度の7年間で約7%増加

目標値 643千トン

#### > 排出量

国の数値目標(平成29年度から令和7年度の8年間で約2%増に抑制)に対して、奈良県は令和2年度の水準を維持。

奈良県目標 令和2年度から令和9年度の7年間で増加させない(±0%)

目標値 1,433千トン

### 【現況と計画】

	現況		前計画		本計画
	令和2年度 (実績値)	令和4年度 (推計値)	令和4年度 (目標値)	目標達成の見通し	令和9年度 (目標値)
最終処分量 (最終処分率)	60千トン/年 (4.2%)	63千トン/年 (4.3%)	64千トン/年 (4.5%)	達成見込	60千トン/年 (4.2%)
再生利用量 (再生利用率)	598千トン/年 (41.7%)	623千トン/年 (42.3%)	602千トン/年 (42.1%)	達成見込	643千トン/年 (44.8%)
排出量	1,433千トン/年	1,473千トン/年	1,430千トン/年	達成困難	1,433千トン/年

#### ○最終処分率 4.2%(R2)

※最終処分率は全国平均(2.4%)より高い水準であり、引き続き最終処分量の削減の取組を進める必要がある。

#### ○再生利用率 41.7%(R2)

※奈良県は排出量に占める下水汚泥(再生利用率低い)の割合が高い(奈良県49%(R2)、全国20%(R2))ため、再生利用率は全国平均(53.4%)を下回っている。

#### ○排出量 1,433千トン⇒ 全国の0.4%で、少ない方から数えて全国2位

※全国の排出量は平成30年度から増加に転じている中、奈良県は減少傾向が継続。

# ◆奈良県廃棄物処理計画(第5次計画)の概要(案)

## 5. 施策・事業

### (1) 廃棄物の排出抑制の促進

- ① 「ごみゼロ生活」の推進
- ② 技術・研究開発の促進（排出抑制）
- ③ 事業者の自主的取組みの促進（排出抑制）
- ④ ごみの排出抑制のための経済的手法の導入促進

### (2) 廃棄物の循環的利用の促進

- ① 各種リユース（再使用）・リサイクル（再生利用）の促進
- ② バイオマス（家畜ふん尿・下水汚泥等）による再利用・多様なエネルギー源の研究【新規】
- ③ 廃棄物利用の再生製品化・流通促進
- ④ 技術・研究開発の促進（再生利用）
- ⑤ 行政によるプラスチックごみ再生利用の促進【新規】

### (3) 廃棄物の適正処理の推進

- ① 排出事業者責任の徹底
- ② 優良処理業者の育成
- ③ 産業廃棄物処理施設周辺の環境保全
- ④ 有害廃棄物の適正処理の推進
- ⑤ ごみ処理施設の安定的確保
- ⑥ し尿等の処理対策の推進
- ⑦ 廃棄物処理における脱炭素化の促進【新規】

### (4) 廃棄物の不法投棄・不適正処理の撲滅

- ① 県民総監視ネットワークの推進
- ② 悪質事案対策の強化
- ③ 使用済家電等の不適正処理対策の推進
- ④ 県民参加型の環境美化活動の促進
- ⑤ 不法投棄等の撲滅に向けた啓発の推進

### (5) 災害廃棄物処理対策の推進

- ① 災害廃棄物処理の相互支援体制の整備
- ② 県災害廃棄物処理計画に基づく教育・訓練
- ③ 市町村の災害廃棄物処理計画の策定促進

### (6) 県・市町村の連携・協働の推進

- ① 災害廃棄物処理対策の推進
- ② 安定的な一般廃棄物処理の継続支援
- ③ 廃棄物の減量化・再生利用の推進
- ④ 不法投棄・使用済家電等対策の強化

## 6. 計画の推進（前計画を継続）

基本目標「未来に生きる『ごみゼロ奈良県』」を実現するためには一人ひとりが、自らの日常生活や事業活動を再点検し、廃棄物の排出抑制や再使用、資源の循環利用を進め、環境への負荷ができる限り低減されるライフスタイルや事業活動に転換していくことが重要。

そのため、県民、地域団体・NPO、事業者、行政等が、相互に連携、協働するパートナーシップを構築しながら、それぞれの責務や役割を認識し、主体的かつ積極的に行動を起こしていくことが必要。

- 県は市町村及び関係団体等に、市町村は地域住民に、関係団体は関係事業者に対する計画及び進捗状況の周知及び取組の推進する。
- 県内の廃棄物処理状況や国施策の動向等を把握し、計画目標達成のための適切な施策・事業の実施及び見直す。
- 市町村、関係機関等との情報共有のため、奈良県循環型社会推進協議会や「きれいに暮らす奈良県スタイル」推進協議会等の計画機会を活用し、広く県民への情報提供を行う。